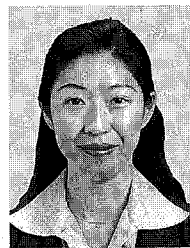


# デジタル時代の著作物の流通と二つのライセンス

弁護士・国立情報学研究所客員准教授 野口祐子



デジタル時代の著作権は、大きく二つの難問を抱えています。

一つは、デジタル技術と著作権のねじれ。デジタル技術により、著作物をコピーし、改変し、ウェブにアップロードすることは驚くほど身近になりました。最近では、リアルの世界では会ったこともない人たちが共同で歌や動画を創作し、コメントしあう、という文化が、若者の間で急速に広まっています。デジタル技術は、これらの行為を促進する性質をもっているのです。これに対して、著作権法は、これらの行為を権利者に無断で行うことを禁止しています。デジタル技術と著作権は、そのベクトルが逆を向いているのです。そこで、著作権のルールに従いつつ、デジタル技術の恩恵をも上手に取り入れる仕組みが求められることとなります。

もう一つの難問は、デジタル技術の用いられてはまらない場面が出てくることは、仕方のないことだといえるでしょう。

この二つの難問に対応するために、契約というツールが活躍することになります。著作権法が定めるのは標準ルールであり、それが上手に当てはまらない場合には契約で変更すればよいのです。文化庁でも数年前から、世の中の多数の著作物が社会に流通して必要な富を生み出すように、著作権の契約処理を適切に進めることに尽力されています。このような契約は、「ライセンス」と呼ばれます。

最近、ライセンスには二つのタイプがあると考えています。独占モデルのための個別ライセンスと、共有モデルのインフラとしての標準ライセンスです。個別ライセンスについては、イメージしやすいでしょう。例えば映画を製作し、DVDの流通のために価格や期間などの条件を決めるための契約では、映画によって条件が異なっても不思議ではありません。むしろ、異なる条件を交渉できることこそ自由市場の良さといえるでしょう。

しかし、この「契約の個別性」という考え方は、共有モデルではしばしば悲劇を生むのです。ここで、共有モデルとは、ネット上で

れる分野が急速に広がり、著作権法が実に多様な分野に等しく適用されるようになったこと。例えば、小説、音楽、映画、コンピュータ・ソフトウェア、データベースは、同じ「著作物」とはいっても、その存在目的や使われ方、ライフサイクルはまったく異なりま

に、文章といっても、ベスト・セラーを狙った小説と、広く知の普及に貢献することを目的とする学術論文では、その生態系はまったく異なります。学術論文を書く人は、その論文でいくらか稼ぐが重要ではなく、自らの実績を公表し、研究者コミュニティで高く評価され、他の論文に引用されることを重視しているのです。ところが、著作権法から見れば、これらはすべて同じ「著作物」であり、同じルールが適用されます。そのルールは、著作権法の国際的枠組みを定めたベルヌ条約の成立に尽力した有名な小説家ビクトル・ユーゴーが念頭に置いたルール。つまり、著作物を販売し投下資本を回収するというビジネス・モデルを前提にしたルールなのです。デジタル技術の普及によって、著作権法の傘の下に入る著作物や創作者の生態系が多様化してくると、このルールが必ずしもびつたり

コンテンツを見せ合いコメントし合って楽しむクリエーターたち、学校を超えて教材を共有し低コストで良い教材を作成したい先生たち、研究の発展のためにデータベースや論文を広く共有したい研究者たちなどの生態系を指します。このモデルでは、著作物が人から人へシームレスに移動し、広く共有されることで、教育・研究・創作といった分野で最大の価値を得ることを目指しています。このシームレスな移動を実現するためには、標準化が非常に重要です。例えば、A先生のコンピュータからB先生のコンピュータへ教材のファイルが移動するとき、コンピュータを接続するコードの差し込み口の形が違つたら、ファイルはうまく移動できません。誰も、USB接続の仕様をコンピュータごとにカスタマイズしようなんて考えもしないでしょう。これらのインフラは、誰もが共通な仕様を使い、相互に互換性があることに価値があるのです。技術的なレベルでは、皆がこのことを理解しています。

ところが、共有モデルのもう一つの重要なインフラであるライセンスとなると、独占モデルの個別ライセンスの印象が強すぎるため

か、共有を実現するためのライセンスを自分の希望するルールにカスタマイズしたいと考える人がたくさんいるのです。しかし、これはUSB接続の仕様をコンピュータごとにカスタマイズするに等しい失敗です。A先生とB先生が教材を共有するルールと、B先生とC先生が教材を共有するルールが違つたのでは、A先生とC先生は簡単に教材を共有できず、せっかく同じ志をもった人たちなのに、ライセンスの違いが邪魔をして、ネットワークが広がらなくなってしまうのです。このような事態を避けるためには、著作物を共有して新しい価値を生み出したいと願う権利者は、ライセンスのカスタマイズは必要なのか、ライセンスを標準化する(または互換性をもたせる)ほうがよいのではないかと問う習慣をつけることがとても重要になります。

デジタル技術により、著作物の使われ方には新たな可能性が生まれ、社会の情報流通をより豊かにすることが物理的に可能になりました。ライセンスも、時代に合わせて目的やタイプを見極め、上手に使い分けことが求められています。ぜひ、使い分けの上手な賢い権利者になりましょう。